

平成30年12月21日

株式会社ユニクエストに対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、株式会社ユニクエストに対し、同社が「小さなお葬式」の名称で供給する葬儀サービスの表示について、景品表示法に違反する行為（同法第5条第2号（有利誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

名 称 株式会社ユニクエスト（法人番号 2120001117036）
所 在 地 大阪市西区靱本町一丁目6番3号
代 表 者 代表取締役 重野 心平
設立年月 平成18年8月
資 本 金 9150万円（平成30年10月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象役務

「小さなお葬式」の名称で供給する「小さな火葬式」と称する葬儀サービス、「小さな一日葬」と称する葬儀サービス、「小さな家族葬」と称する葬儀サービス、「小さなお別れ葬」と称する葬儀サービス及び「100名までのお葬式」と称する葬儀サービスの各役務（以下これらを併せて「本件5役務」という。）

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

- a 「小さな火葬式」と称する葬儀サービス、「小さな一日葬」と称する葬儀サービス、「小さな家族葬」と称する葬儀サービス及び「小さなお別れ葬」と称する葬儀サービス
パソコン向け自社ウェブサイト及びスマートフォン向け自社ウェブサイト
- b 「100名までのお葬式」と称する葬儀サービス
パソコン向け自社ウェブサイト

- (イ) 表示期間
- a 「小さな火葬式」と称する葬儀サービス、「小さな一日葬」と称する葬儀サービス、「小さな家族葬」と称する葬儀サービス
 - (a) パソコン向け自社ウェブサイト
遅くとも平成28年4月1日から平成29年12月27日までの間
 - (b) スマートフォン向け自社ウェブサイト
平成28年4月11日から平成29年12月27日までの間
 - b 「小さなお別れ葬」と称する葬儀サービス
 - (a) パソコン向け自社ウェブサイト
平成29年7月10日から同年12月27日までの間
 - (b) スマートフォン向け自社ウェブサイト
平成29年9月4日から同年10月22日までの間
 - c 「100名までのお葬式」と称する葬儀サービス
平成29年9月4日から同年12月27日までの間

(ウ) 表示内容 (別紙1ないし別紙11)

例えば、パソコン向け自社ウェブサイトにおいて、「小さな火葬式」と称する葬儀サービスについて、遅くとも平成28年4月1日から同年10月2日までの間、「追加料金一切不要のお葬式 総額188,000円(税込) 資料請求割引価格」、「追加料金一切不要の安心価格プラン金額がお葬式にかかる全ての費用です。」、「式を行わず火葬のみ 小さな火葬式」、「無料資料請求で 総額188,000円(税込) 追加料金一切不要」と記載するなど、別表1「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件5役務の提供に当たって必要な物品又は役務を追加又は変更する場合でも、同欄に記載された価格以外に追加料金が発生しないかのように表示していた。

イ 実際

少なくとも、別表2記載の事項に該当する場合には、追加料金が発生するものであった。

ウ 打消し表示

株式会社ユニクエストは、自社ウェブサイトにおける前記アの表示内容を記載したウェブページとは別のウェブページにおいて追加料金が発生する旨を記載していたが、当該記載は、リンク先に追加料金に係る重要な情報が存在するとは記載されていない「よくある質問」等のハイパーリンクの文字列をクリックしなければ表示されないものであること等から、一般消費者が前記アの表示から受ける当該役務

に関する認識を打ち消すものではない。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、それぞれ、本件5役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 03-3507-9239

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>